

## 奈良県交通安全・防犯サポート事業所登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、交通安全活動、自主防犯活動の一層の推進を図ることを目的に、地域において自主的に交通安全活動、防犯活動をし、又はしようとしている企業、事業所又は団体（以下「事業所等」という。）を奈良県地域の交通安全サポート事業所、奈良県地域の防犯サポート事業所として登録するために必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語を、次の通り定義する。

- (1) 交通安全サポート事業所とは奈良県地域の交通安全サポート事業所をいい、防犯サポート事業所とは奈良県地域の防犯サポート事業所をいう。
- (2) サポート事業所とは、奈良県地域の交通安全サポート事業所及び奈良県地域の防犯サポート事業所をいう。
- (3) 登録事業所とは、第1条の規定による登録を受けたサポート事業所をいう。
- (4) サポート活動とは、交通安全サポート事業所活動メニュー及び防犯サポート事業所活動メニューに記載されている活動をいう。

### (登録の対象)

第3条 第1条の規定による登録（以下「登録」という。）の対象となるものは、奈良県内において、概ね5人以上の構成員を有する事業所等とする。

### (登録基準)

第4条 サポート事業所の登録は、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に行うものとする。ただし、公序良俗に反する活動を行う等により奈良県知事（以下「知事」という。）が登録しないことが適切であると判断する場合（別紙1に該当する場合をいう。）は、この限りでない。

- (1) 交通安全サポート事業所については、交通安全サポート事業所活動メニュー（別紙2－1）の各項目の点数の合計が7点以上となる活動を行えるものであること。
- (2) 防犯サポート事業所については、防犯サポート事業所活動メニュー（別紙2－2）の各項目の点数が合計7点以上となる活動を行えるものであること。
- (3) 繼続してサポート活動を行うことができるものであること。
- (4) 必要に応じて、奈良県、市町村、奈良県警察をはじめ地域のボランティア活動団体等との連携が可能なものであること。
- (5) サポート活動について、知事に対し、その実施結果を報告することができる体制が整備されていること。

### (登録手続等)

第5条 登録の申請をしようとする事業所等は、サポート事業所登録申請書（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業所等から提出のあった書面を審査し、登録事業所としての登録の可否を決定する。
- 3 知事は、登録を決定した事業所等に対して、登録内容に応じ、奈良県地域の交通安全サポート事業所登録証（第2号の1様式）、奈良県地域の防犯サポート事業所登録証（第2号の2様式）を交付するものとする。
- 4 知事は、審査の結果、登録事業所として登録しないことを決定した場合は、登録の申請をした事業所等に対して文言でその旨を通知するものとする。

（活動等についての照会）

第6条 知事は、登録事業所に対して、必要に応じて活動の実施結果、登録の継続等について照会できるものとする。

- 2 前項の照会を受けた登録事業所は、サポート事業所活動結果（成果）報告書（第3号様式）により回答するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録事業所は、事業所等の登録事項に変更があった場合は、速やかにサポート事業所登録変更申請書（第4号様式）（以下「登録変更申請書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、登録事業所から前項の登録変更申請書を受理した場合は、登録内容を変更するものとする。

（登録の取消し及び抹消）

第8条 知事は、登録事業所からサポート事業所登録取消届（第5号様式）が提出されたときは、登録を取り消すものとする。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。
  - (1) 登録（変更）票の記載事項に偽りがあった場合
  - (2) 第6条の規定による照会に対する回答がない場合
  - (3) 第3条又は第4条に規定する要件を満たさなくなったと認められる場合
  - (4) その他知事が登録事業所としてふさわしくないと判断した場合
- 3 前項の規定により登録を抹消した場合は、登録を抹消した事業所等に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた事業所は、奈良県地域の交通安全サポート事業所登録証（第2号の1様式）、奈良県地域の防犯サポート事業所登録証（第2号の2様式）を速やかに知事に返還しなければならないものとする。

（データベースの公開及び取扱い）

第9条 知事は、登録事業所の情報を奈良県ホームページで公開するものとする。

- 2 前項の規定により公開する情報は、事業所名、所在地市町村名、ホームページURL、

登録内容、サポート事業所活動メニュー、サポート事業所活動結果報告の内容とする。ただし、公開すべき情報について、知事が事業の趣旨にふさわしくない等の理由により公開すべきでないと判断した場合は、公開しないものとする。

(支援等)

第10条 知事は、登録事業所に対して、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 交通安全、防犯に関する情報を提供する。
- (2) 事業所等内の教育を行うための資料を提供する。
- (3) 事業所等の製品や印刷物等に登録の内容に応じ「交通安全サポート事業所」「防犯サポート事業所」の表示ができるものとする。
- (4) 登録事業所から奈良県に事業所名入り啓発品の提供があった場合に、県は、当該啓発品を全国地域安全運動等で使用できるものとする。
- (5) 登録事業所の所在する地域等において、交通安全または防犯に関するボランティア活動を行う団体等（以下「ボランティア団体等」という。）と協働して活動してもらうため、必要に応じてボランティア団体等の情報を提供する。
- (6) 交通安全活動や防犯活動の推進などに尽力し、その功績が特に顕著であると認められる登録事業所については、表彰等に推薦を行う場合がある。

(事務局)

第11条 サポート事業所登録制度に関する事務局は、奈良県地域創造部県民暮らし課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 令和6年4月1日に施行した奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度実施要領（以下「交通安全サポート事業所登録制度実施要領」という。）に基づく登録及び同日施行した奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領（以下「防犯サポート事業所登録制度実施要領」という。）に基づく登録は、この要領に引き継ぐものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 別紙 1

奈良県交通安全・防犯サポート事業所登録制度実施要領第4条に規定する登録基準において奈良県が登録しないことが適切であると判断する場合とは、事業所等が下記(1)から(5)までのいずれかに該当することをいう。

- (1) 役員等（法人にあっては役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体にあっては代表者、理事等その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※ 上記(1)から(5)までの規定については、その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体又はその構成員について準用する。この場合において、「暴力団」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体」に、「暴力団員」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体の構成員」に読み替えるものとする。